

処遇改善加算について

当法人では、福祉・介護職員の安定的な処遇改善を図るために、資質向上や雇用管理の改善を一層推進し、職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備する取り組みを進めるため「福祉・介護職員処遇改善加算」を取得しています。

福祉・介護職員処遇改善加算の取り組み状況

○キャリアパス要件Ⅰ

- ①福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めています。
- ②職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めています。
- ③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全職員に周知しています。

○キャリアパス要件Ⅱ

各種の講習会、研修会へ積極的に参加しています。

ケア会議、支援員会議において支援に対する情報を共有、確認し支援の統一、改善を図っています。

○キャリアパス要件Ⅲ

経験、若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けています。

福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算の取り組み状況

○職場環境等要件

資質の向上について・・・

働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す職員への支援、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修の受講支援を行っています。

労働環境・処遇の改善・・・

雇用管理改善対策の充実、事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化、健康診断等の健康管理面の強化に取り組んでいます。

その他・・・

中途採用者に特化した人事制度の確立、非正規職員から正規職員への転換に取り組んでいます。

支給額及び支給について

法人の常勤職員または非常勤職員の別を問わず、福祉・介護職員処遇改善加算制度の対象職員に対し、加算見込み額の範囲内において、原則年2回(5月、11月)に給与規程に規定する賞与とは別に法人が定める額を支給します。